

広島県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定によつて、次のとおり告示する。

令和五年四月二十四日

広島県監査委員 緒方直之
同 桑木良典
同 奥兆生
同 三田利江子

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
見之越 常治	広島市中区八丁堀二番三十一号 鴻池ビル九階
石橋 祥英	広島市中区八丁堀二番四号五〇二
椎野 年雅	安芸郡府中町茂陰二丁目五番三四―一〇二号
林 内律之	福山市水呑町三新田一丁目六三番地
吉本 訓枝	福山市木之庄町二丁目一三番一―一号

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間

令和五年四月十七日から令和六年三月三十一日まで